

評価書（個票）

事務・事業名	介護労働者雇用改善援助等事業	担当課 (担当課長)	職業能力開発局能力開発課（波積大樹） 職業安定局雇用政策課（中井雅之）	
根拠法令等	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律 (平成4年法律第63号)第15条第1項	類型	その他	
		指定等の形態	指定	
事務・事業の概要	<p>○事務・事業の創設趣旨</p> <p>介護労働安定センターは、「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に基づき、介護分野に係る労働力の確保及び介護労働者の福祉の増進を図る総合的支援機関として、平成4年7月1日に指定法人となった。</p> <p>介護分野は、高齢化が急速に進む中で、労働力の確保が喫緊の課題となっていることから、介護労働安定センターによって、介護労働者の福祉の増進や良好な雇用機会の創出、介護労働者等に対する職業能力の開発・向上等の各種支援策に取り組んでいる。これらの業務のなかで、例えば雇用管理の改善は本来企業経営や労使関係に直接関わる問題であること、また、職業能力の開発・向上は介護業務が直接人の生命・身体を扱うため専門的な知識をもった者が行う必要があること等から、国が直接行うよりは、介護労働者の雇用管理改善や職業能力開発・向上に関する専門的知識・経験をもった団体により、専門的、弾力的にきめ細かく対応していくことが適当であることから、このような業務を行うことのできる団体を指定し、相談その他の援助等の業務を行わせることとしたもの。</p> <p>○事務・事業の内容（介護労働者法第17条）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護労働者の雇用及び福祉に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対して提供すること。</li> <li>2 職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者に対して、その者が賃金の支払いを受けることが困難となった場合の保護その他のその職業生活の安定を図るために必要な援助を行うこと。</li> <li>3 雇用安定事業又は能力開発事業のうち、介護労働者法第18条第1項に該当する業務の全部又は一部を行うこと。</li> <li>4 その他、介護労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。</li> </ol>			
事務・事業の目的	介護関係業務に従事する労働者について、雇用管理の改善、能力開発及び向上等への支援等を行うために必要な事業を実施することにより、介護労働者の職業の安定その他の福祉の増進に資することを目的とする。			
関連する政策目標	基本目標Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標1 多様な職業能力開発の機会を確保すること			
関連する業績指標	—			
指標の目標値等	—			
法人の指定等の状況	別紙のとおり。			
指定・登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答	特になし。			
料金等・積算根拠	特になし。			

<p>事務・事業の実績</p>	<p>○実績（平成27年度）</p> <p>（1）雇用管理改善等援助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談援助件数 79,143 件</li> <li>・相談援助を受けた事業所の離職率 12.6%</li> </ul> <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全産業平均離職率 15.5%（平成26年）</li> <li>介護職種平均離職率 16.5%（平成26年度）</li> </ul> <p>（2）介護労働者能力開発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護労働講習 47 回、1,566 人、就職率 92.7%</li> </ul> <p>（参考）介護労働講習修了後3か月時点の就職率を継続的に85%以上（介護労働者雇用管理改善等計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修コーディネート事業 相談件数 2,584 件</li> </ul> <p>○事業収入（平成27年度予算）</p> <p>交付金： 1,690,740 千円</p> <p>事業収入等： 1,074,078 千円</p>
<p>国からの補助金等</p>	<p>○補助金・委託費等（平成28年度）</p> <p>介護労働者雇用改善援助等事業：1,658,022 千円</p> <p>（内容）介護労働に関し、雇用管理の改善及び能力開発を総合的に推進するため、介護労働安定センターにおいて、介護労働者雇用改善援助等事業を実施するための交付金。</p>
<p>事務・事業の見直し状況（これまでの検証）</p>	<p>指定法人の在り方については、労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会において「財団法人介護労働安定センターに関する指定法人制度の在り方、指定基準の在り方、財団法人介護労働安定センターを指定法人とする妥当性については、同センターが平成25年度を目途に交付金依存体質を改めることに向け、財団法人介護労働安定センターの組織や運営の在り方について、別途設置する検討会の結論を踏まえた上で、改めて検討を行うべきである」と決定され、「介護労働安定センターの組織及び運営に係る検討会」において検討を行い、平成24年10月に中間報告をとりまとめた。中間報告を踏まえ、事業の見直しを図るとともに、引き続き検討会において検討を行っている（平成27年8月に第7回を実施）。</p> <p>○事業の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●雇用管理改善等援助事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>上記中間報告において雇用管理相談の対象を離職率の高い小規模事業所（平成26年度の職員20人未満の小規模事業所の2職種（介護職員、訪問介護員）合計の離職率は19.8%）や設置からの年数が短い事業所（平成26年度の開設3年未満の2職種合計の離職率は27.3%）に特化・重点化すべきとの指摘を踏まえ、平成25年度より職員20人以下の小規模事業所又は開設3年未満の事業所への相談援助を重点的にを行い、全相談援助件数に占める割合を50%以上（平成27年度54.8%）とするとともに、課題等に直面している事業所への相談（フォローアップ訪問）の割合を全相談援助件数の20%以上（平成27年度32.9%）とする目標を立てている。</li> </ul> </li> <li>●介護労働者能力開発事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>上記中間報告において、介護労働者確保のため、新たに介護の職場に入る人材を発掘し職場に定着させることは、今後も必要な支援であると指摘を受けて、平成25年度より全国的に介護労働講習を実施している。当該講習は、実務経験をもって介護福祉士試験を受験する者に平成28年度から義務づけられる実務者研修に、再就職または職場定着に資する現場実習等を加味したものである。なお、介護労働講習修了者の講習修了後3か月時点の就職率は92.7%となっている。また、実務者研修の実施に当たってのノウハウ等の提供を、介護労働懇談会等を通じて民間訓練機関等に行っている。さらに、キャリアコンサルタント等民間専門家による能力開発に関する相談窓口の設置や研修計画の作成支援、キャリアアップに関する無料講習会等の実施、地域</li> </ul> </li> </ul>

	<p>における介護労働に関する情報交換等を行うプラットフォームの設置・運営など、介護事業所、介護労働者等に対するきめ細やかな対応を実施している。</p>
<p>事務・事業の必要性等・有効性</p>	<p>○事務・事業の必要性</p> <p>高齢化が急速に進行する中で、今後も介護分野に対する一層のニーズの増大が見込まれる一方、現状においては離職率が高いなど、安定的な人材の確保が困難な状況が見られる。このような中で、介護労働者の雇用管理の改善、能力開発・向上等の対策を実施していくことは、介護労働者の失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大、職業生活を通じた継続的なキャリア形成を図る上で必要であり、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第4条に国の責務として規定されているところである。</p> <p>また、一億総活躍社会に向けた新・三本の矢に掲げられている「介護離職ゼロ」の実現のためには、介護サービスを支える人材を確保することが喫緊の課題であり、介護労働者が職場定着し、安心して働き続けられるよう、更なる雇用管理の改善が必要となっている。</p> <p>○事務・事業の妥当性</p> <p>これらの対策の実施に当たっては、業務内容が直接人の生命・身体を扱うという性質を持ち、組織体系が介護保険制度及び介護福祉士などの資格制度等の下に成り立っているという特殊性から、各事業所における介護労働者の雇用管理改善並びに能力開発及び向上を推し進めていくためには、国が直接実施するよりも、専門的知識・経験を持ち、かつ、確実性、公益性及び非営利性が確保される団体において総合的な対策を実施していくことが必要である。</p> <p>○事務・事業の有効性</p> <p>介護事業所のニーズに応じた事業所訪問による、無料の雇用管理や能力開発に係る相談・援助を実施し、課題に応じて外部コンサルタントや専門家による心身の健康確保を含めた相談や事業所担当者への研修計画策定支援や在職者個々に応じたキャリアアップ相談・セミナー等を実施し、平成27年度の能力開発啓発セミナーにおける利用者の満足度が92.9%となるなど一定の効果を上げている。</p> <p>また、雇用管理援助相談を受けた事業所の離職率は全産業と比較しても低い離職率（平成26年全産業平均15.5%、平成26年度に援助相談を受けた事業所の1年後の離職率12.6%）となっていること、さらに、平成27年度に実施した介護労働講習修了者の講習修了後3か月時点の就職率は92.7%となっており、介護労働力の確保に貢献しているところである。なお、実務者研修は平成24年度から開始された日の浅い研修であることから修了者が少なく、平成28年度より介護福祉士国家試験を実務経験のみで受験する場合に必須の受験要件となることから、研修受講者数の増加が見込まれる状況にあり、介護福祉士を確保するために、当該研修終了者を増加させることが急務となっている。このため、教育訓練機関の実施体制の確立、教育訓練機関の更なる参入を促進する必要があり、介護センターが当該研修を先駆的に実施し、その蓄積したノウハウを提供していくことが、今後の介護労働者確保・能力向上に非常に重要である。</p>
<p>事務・事業の執行体制の妥当性</p>	<p>○指定等を行う妥当性</p> <p>●当該事務・事業を国以外の法人に行わせる意義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢化が急速に進行し、介護分野の労働力の需要は増大が見込まれる一方、離職率が高いなど雇用管理上の問題を抱えており、中小零細又は設立間もない事業所を中心に、これを解決しなければ介護分野への就職・定着が進まないこと</li> <li>・ 介護人材の確保・定着を図るためには、賃金などの処遇の向上に加えて、労働時間等の労働条件、職場環境の整備等の雇用管理の改善と介護労働者の能力開発を総合的に推進することが必要なこと</li> <li>・ 雇用管理の改善のための相談援助は、企業経営や労使関係に関わる他社に漏らすことのできない機微に触れる内容を含むため、利用者の立場から、公益的かつ非営利的な団体が実施することが望まれていること</li> </ul>

	<p>等、以上の政策課題や利用者のニーズに対応して、地方自治体や関係団体との連携を図りつつ、全国において業務を実施することができる体制を確保することが必要であり、これらの対策の実施に当たっては、国が直接実施するよりも、専門的知識・経験を持ち、かつ、確実性、公益性及び非営利性が確保される団体において総合的な対策を実施していくことが必要である。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性</p> <p>●指定等の基準の妥当性</p> <p>介護労働安定センターの業務は、国の責務である介護労働者の雇用管理の改善の促進、能力の開発及び向上等を図るための施策の推進に基づくものであるため、指定される団体は介護分野に関する専門的知識・経験を持ち、かつ、確実性、公益性及び非営利性が確保される必要がある。</p> <p>また、事業の一体的かつ全国統一的な実施や管轄区域を越えた横の連携を始め、国の方針を受けた事業の迅速かつ確実な展開が求められる。さらに、介護事業者に対する支援の実施のみならず、事例を蓄積し、これを公共財として公開し、全体的な雇用管理改善等の支援につなげるという一連のサイクルにより事業を実施することが効率的・効果的であり、全国的な組織である団体に継続的、安定的に行わせる必要がある。</p> <p>なお、事務・事業の実施主体は、本来、国が実施すべき業務を国に代わって実施することから、的確性・確実性が求められる。これらを担保するためには、一つの法人に責任を集中化し、かつ役員の選任（介護労働者法第25条に規定）や、事業計画等に認可を要する（介護労働者法第21条に規定）など、法人の意思決定について、国が強く関与していく必要がある。</p> <p>●実施主体としての指定等法人の適格性</p> <p>（公財）介護労働安定センターは、介護労働者の職業の安定その他福祉の増進に資することを目的とした公益性を持った法人であり、事業実施に必要な専門性を有していること、全国規模の体制（本部・47都道府県支部制）を持っていることから、全国一つの指定法人として事業を行わせることとした。</p>
<p>評価結果の総括（現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）</p>	<p>介護事業所のニーズに応じた事業所訪問による、無料の雇用管理や能力開発に係る相談・援助や課題に応じて外部コンサルタントや専門家による心身の健康確保を含めた相談や事業所担当者への研修計画策定支援や在職者個々に応じたキャリアアップ相談・セミナー等を実施し、平成27年度の能力開発啓発セミナーにおける利用者の満足度が92.9%となるなど一定の効果を上げている。</p> <p>また、雇用管理援助相談を受けた事業所の離職率は全産業と比較しても低い離職率（平成26年全産業平均15.5%、平成26年度に援助相談を受けた事業所の1年後の離職率12.6%）となっていること、さらに、平成27年度の介護労働講習修了者の講習修了後3か月時点の就職率は92.7%となるなど、介護労働者の確保に貢献している。</p> <p>今後は、「介護労働安定センターの組織及び運営に係る検討会」の結論（平成28年度中を予定）を踏まえた上で労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会において改めて指定法人としての在り方を検討することとなっている。</p>
<p>備考</p>	

別紙

合計 1 法人

- ・ 公益財団法人 1 法人

法人名	指定等の時期	連絡先 (TEL)	料金等・積算根拠
公益財団法人 (1 法人)			
介護労働安定センター	平成 4 年 7 月	03-5901-3041	特になし。